

キルヒマン「學としての法學の無價値」

キルヒマン「學としての法學の無價値」

喜 多 了 祐

法学は、どんな時代にでも、その内容や意義において、一般から輕視され、蔑視された。それは、經濟學が「陰鬱の學問」(dismal science)と異稱されたより以上に致命的に、「薄弱の學問」(tenuis scientia)という汚名をきせられて來た。しかも、生い立ちのより古いこの學問は、遠くロオマの、いやギリシヤの昔から、すでにさような不評判を待ち設けねばならなかつたのである。何故であろうか。この疑問が眞劍に取り上げられるようになったのは、當の法學者自身が、世の非難をひとまず受け入れて、自己反省をするようになってからのことである。それまでは、法学の價値を疑う數多くの有名無名の士のさまざまな反感と攻撃のことばは、すべて門外漢の私語として、黙殺し去られていたかたちであつたといつてよい。ところが、ちようどフランスに二月革命のあつた一八四八年、その前後は歐州全體が物情騒然たる時代で、したがつてなにごとによらず實際的問題の解決が急務とされ、法学への批判もまたおのずからその實際的なねうちの問題に集中したのであつたが、この年に、ドイツはベルリンの檢察官ユリウス・ヘルマン・フォン・キルヒマン(Julius Hermann von Kirchmann, 1802-84)が、そのベルリン法曹會において試みた講演を、「學としての法学の無價値」と題する一本にして公にし、既成法学とくに歴史法派の主張に對して、烈しい痛撃

を加えたのである。キルヒマンの残した業績のなかで、彼をして法学者の面目においてひろく有名ならしめたものは、皮肉にも、この仕事であつた、この講演が「有名に不評判な講演」(Berühmte, berüchtigte Rede)と呼ばれるゆえんである。ともあれ、法学の内部から、しかも斯学の練達の士によつて、法学に對する謀反の烽火が上げられ、法学界に大きな衝動を興えたことは、法学説史上特筆大書すべき事實であつた。キルヒマンを目して、後に起つた自由法運動の前驅となすべきかどうか、ひとところわが國の学者によつても争われたところではあつたが、民衆と法学との密接な結合を強調する彼の所論のまにまに、既成法学からの解放の意識されない運動者としての大きな役割を、ひとは感じ取ることができないであらうか。「立法者の三つの訂正のことばがあれば、全文庫は化して反古となる」という、しばしば引用される彼のことばが、同じく革命的な激動期にある今日、千鈞の重みをもつて、われわれに訴えるものがないであらうか。法学の無價値を説くこの古典の價値を、しずかに味つてみたいと思うのである。(最近、加藤新平助教授は、現時の法社會學との關聯において、キルヒマンの業績を取り上げて論じておられる。——法律タイムズ一九五〇年七月號)。この拙い譯の原本は、恩師米谷隆三博士が東京商大でのプロ・ゼミナルのテキストに使われたもので、原先輩がこれの譯に手をつけて未完のままに戦死されたので、先生の指示によりわたくしがそれを補つた。臺本は、したがつて、先生所藏の *Die Werthlosigkeit der Jurisprudenz als Wissenschaft, Ein Vortrag, gehalten in der juristischen Gesellschaft zu Berlin, vom Staats-Anwalt v. Kirchmann, III. Aufl., Berlin* である。舊稿を補正するにも、いまは原本が手許にないので、幾多あるであろうところの誤譯や脱漏は、當時の思ひ出にひとまずそのままにして、他日の完成を期することを許されたい。翻譯にあつて参考した文献は、田村徳治博士の「法律學の價値に關する懷疑」、田中耕太郎博士の「法律學」、牧野英一博士の「法律における價値の論理」、および Sternberg, J. H. v. Kirchmann und seine Kritik der Rechtswissenschaft, 1908 が主である。去る四

月二一日のニッポン・タイムズ紙によれば、キルヒマン研究で有名なシュテルンベル博士は、一七日東京で亡くなられたとのことである。ただし同紙が博士の業績を讃える文中、キルヒマンに關する敘述において、その生涯を1802—1844として紹介しているのは、誤りである。キルヒマンについては、岩波の法律学小辭典にも簡単な紹介があるが、同辭典が Hermann を Heinrich としているのも、誤りであろうと思われる。

(一九五〇、七、一九)

は し が き

多數知人の希望が最も近い原因となつて、本書は、印刷の運びに立ちいたつた。だが、わたくしは、むしろかねてよりその心算でいたのである。というのは、およそ學問上の新説を口頭で述べる際に避けがたいところの誤解や曲解を除去するには、これを印刷に附するのが最良の策であるからだ。

讀者は、文體の演説風なることを、宥恕せられたい。口頭によるほとんど自由無碍な講演にあつては、このことは、欠きえない、また、避けえないことなのである。

わたくしのきよようの講演の論題は、わたくしがもつばら何か奇抜な主張のみをまくろんでいて、ことより深い眞實については我不關焉であるといつた推測をもたらすような、きつかけとなりやすい可能性がある。

さような豫想に對して、わたくしはまず第一に辯明しなければならぬ。なるほど、そうしたたぐいのものめずらしい企ては、所要の腕前を振え、もつて成果をあげ興味をそえること、請合ひではあるが、しかし、この集りの性格やその一員たることの面目やをわきまをきまなければならぬと考えただけでも、わたくしは、論題のかかる取扱ひ方

を、さしひかえざるをえなかつたのである。

だから、前もつてことわつておくが、わたくしが敢て諸氏に述べようとすることがらは、すべて、わたくしが眞實だと信ずるところであるし、また、よしんばわたくしが説いて眞實に到達しなかつたとしても、眞實は少くともわたくしの目標であつたのである。

さて、ここに呈示した論題は、厄介なことに、二つの意義を併せもつことを覺悟しなければならない。すなわち、學としての法学の無價値ということは、第一に、「法学はいかにも學ではあるが、しかし、あらゆる學問の當然もつべきような、民衆の實生活への影響力を欠如しているということ」を意味しうる。しかしながら、また、それは、第二に、「法学は理論上學として無價値であつて、何らの學問でもなく、學問の眞の概念に合致しない」ということも意味しうるのである。

だが、わたくしの論題のなかにいつのまにか忍び込んで來たこの二義性の曖昧さを、わたくしは、拒否し去ろうとするのではない。かえつて、これら二つの方向における論題の意味こそは、わたくしが諸氏に何を語ろうとするかを、示してくれるからである。

もつとも、かように法学の無價値ということを申立てると、なるほど耳新しく聞える。というのは、法学の尊嚴さ、崇高さは、まだまだゆるぎなく、現に世の一般の承認を受けているからである。だがしかし、日常の經驗によれば、その高い評價に對してままた懷疑と逡巡とを生ぜしめるに充分な幾多の現象が、すでに見受けられるのである。——法律實務家にして誰か自己の職業の空虚と不満との深刻やるかたない感情にしばしば襲われない者があるか。玉石混淆、まさに魂のぬけた味氣ない書物を名著傑作に併せ陳列して憚らないこと、法律文献の部門を措いて他に類を見るであろうか。神聖な正義の女神は、今日にいたるもなお民衆のあいだでは嘲弄的である。そして、教養ある人でさ

え、自分が正しいときでも、女神の御手に捉えられることを恐れている。彼は、女神の定めたもうた形式や手續に精通しようとしてつかく努めても、その勞は、けつきよく水の泡となる。まことに、法律山と積めども、欠缺數多く、官僚群をなせども、司法澁滞し、研究學識空費を重ねて、しかも、理論も實踐も何と曖昧不確實であることか！およそ國家は法の實現を最高の使命とするのであるが、法の執行はことごとくに高價な代償の支拂を受けているではないか！

だが、慣習のちからは一切の矛盾を中和し去るのであつて、その威力のおよぶところ、一部の善良な法律家すらもが、右に申し述べたような矛盾に満ちた現象について、やがては無關心に打過ぎるという結果に立ちいたるのである。そして、素人が口を開こうとしても、おまえは専門を解しないのだとの理由で、ていよくしりぞけられるのである。けれども、これらの矛盾した現象は、あまりにも根強く存続するので、その根柢に何かもつと深刻な矛盾が伏在するのだということの確な證據として認められなくはないし、同時にまた、これらの現象は、そのより深い根柢を探つて見るならば、たしかに聽衆諸賢においても何ぶんの利益があることを期待してよいほどに、重要なものでもあるのである。

法学は、あらゆる他の學問と同じように、獨立不羈自ら存する一の對象を取扱うものであつて、この對象は、法学という學問が存在するかいなか、この學問が對象を理解するかいなかに、かかずらわれない。この對象とは、すなわち、民衆のうちに生き、かつ、それぞれの個人によりそれぞれの分野において實現されるところの、法である。これは自然の法とでも呼ばれえよう。右と同じ關係は、あらゆる他の學問についても、存在する。まず、自然は、自然科学の對象であること、まさにかくのごとくである。すなわち、花が咲き、禽獸が棲息するのは、生物学がこれらの正體、これらのはたらきを知るといふことに、かかわらない。また、精神が心理学の對象たることも、まさにかくのごとくであつて、思考というたんなる精神活動として論理學の對象たる時、またしかりである。すなわち、人間は、これら

の学問の建設以前にも、以後と異るところなく感情し、思考したのである。数学といえども、数学が自らつくり出した対象を、取扱うものではない。すなわち、空間や数の関係は、なるほど抽象的ではあるが、しかしやはり何といつても現實を捨象したものなのである。ピタゴラスの定理は、ピタゴラスが発見する以前にも、すでに眞理として存立していたのである。哲学でさえも、その研究の対象として、獨立自存の實在のもの、絶對なもの、永遠なものをもつている。

對象と學問とのあいだのこうした對立は、いかにも近時の哲學が止揚しようと試みたところである。がしかし、ここでは、それに觸れなくともよい。

というのは、こうである。存在と認識とのそうした臆斷的な合致は、それら近時の哲學の大家連によつて、辛うじてその思想體系の極所において叶えられたにとどまり、さらに認識の進展あるにおいては、その體系につきあの對立が又しても登場するのである。自然は自然と呼ばれず、それとは別様に存在するものとして理念と稱されようとも、あの對立はそれで止揚されたことにはならない。つまり、對立は、たんに主たることばから従たることばへと、移し替えられたにすぎないからである。

法学の對象は、それゆえに、獨立自存の自然の法である。そして、より仔細に觀察すればそれは、婚姻、家族、所有、契約、財産の相續、階級の區別、民衆に對する政府の關係、國民相互の關係といつたさまざまの制度である。法学に對して法がかように獨立自存のものであるということは、すこぶ重要な主張である。この主張はしばしば疑われ、さもなければ、制限されようとした。だが、一寸考えただけでも、この主張が正しいということは、ときあかすに易い。すなわち、民衆は、なるほど、法学なしにも生きて行くことができるが、しかし、法なしには決して立つて行くことができないのである。いや、法学というものが考えつかれて、その研究がはじめられうるようになるまえに、

法はすでにかなり高度の發展を遂げていたに相違ない。歴史はこのことを如實に物語つてゐる。ギリシヤにおいては、おおやけの生活および家族生活はすでに充分な發展を遂げていたのに、法学は依然として幼稚であつた。共和制没落までのローマ人にあつても、またそうであるし、註釋學派の時代にいたるまでの中世のゲルマン民族およびローマ民族にあつても、やはりそうである。

だが、かように法学に對して法が自立的なものであるとの主張について、ここで恐らくなおも疑いを生ぜしめるだろうと思われれるのは、他の學問の對象に比べて法学の對象たる法にはひとつ異つた點があるということである。すなわち、法学の對象たる法には、認識の契機というものが、内在していることである。

この差異點はいかにももつともである。およそ民衆は、法学なくしても、民衆の法についての知識をもつてゐるからである。だがしかし、さような知識は何らの學問でもない。それは、感情ないし勘という漠然たる域を、脱しない。すなわち、個々の場合における法の知識にすぎないのである。それはしばしば抽象的な原則や格言をもつてゐることがある。けれども、そうした原則は、學問的な重要性を有するどころか、實際上も用不用相半ばする。決定的なもの、個々の場合の特殊性であつて、あの原則ではないのである。言語學は、右に對して、すばらしくよく似た例を呈示してくれる。その對象もまた認識の契機を含んでゐる。個人は、談話の際に格變化や時稱變化を完全に正しく適用することを知つており、しかも、文法すなわち言語の學問を一通りは心得てゐることが多いのである。

法学の課題は、だから、あらゆる他の學問の課題と同じである。法学は、その對象を理解し、對象の法則を發見し、その目的のために概念を展開し、對象たる個々の制度の類似連關を認識し、そして、最後にその認識を一個の體系にまとめ上げなければならぬ。そうだとすると、わたくしの論題は次のように解題されることになる。すなわち、法学は右の課題をどのようにして解決したのか。ことに、他の學問と比較して、法学はこの任務をいかに成し果してい

るか。法学は、これら他の学問よりも進んでいるか、遅れているか。

ただいま述べた認識の契機というものが、元來、法学の對象に固有に内在しているものであるとすれば、法学は、それゆえに、他の学問に對し絶對優位におかれてゐるに相違ないと考えられるべきであろう。それにもかかわらず、歴史は反對のことを教える。ギリシヤ人にあつては、あらゆる他の学問はすでに長足の進歩を遂げたが、ただ法学のみは、公法を例外とすれば、全く未開拓であつた。帝政時代のローマの法律家は刑法および私法の遅れを挽回した。そして、法学は、たしかに彼らのはたらきによつて、當時あらゆる他の学問にぬきんでて飛躍的な進歩をなしたのである。中世では、これらの業績に頼ることができたので、やはり右と同じ事情が長く續いた。しかるに、ベユコンの時代からは、事情ががらりと變つた。思索は經驗に従屬するという見方——ローマ古典派法学の優越性のゆえんもまた根柢をさぐればそれにあつた——は、いまやすべての学問によつて、採用された。そして、この新しい方法の成果は、やがて、驚異に近いものとなつた。發見に次いで發見が續出した。ベユコンの時代より前にあつては、ある世紀に冥想的な思索によつて確かだと信じ込まれたものが、次の世紀に、それと五十歩百歩の思索によつてもと通りに顛覆されてしまつたときは、もはや前者の確乎たる地歩は失われたことであつた。しかるに、ベユコンの時代以後は、ある世紀の業績と發見は相次ぐ世紀においてもまた確乎たる基礎として残り、これにもとづいてさらに建設がなされたので、いまではもうすべての学問は驚くべき高みにまで達している。これに反して、法学は、ベユコンの時代このかた、少くとも停滯状態にとどまつている。その原則、その概念は、爾來、それ以上にするどい表現を、かち得ていない。論争は少くはならずして、かえつて多くなつた。いかに難澁して研究し、そのあげくに一の確乎不動の成果に達したと信じたときでも、わずか十年そこそこの歳月を経ると、論争はまたはじめからやり直しということになる。クヤテイウスとドネルのような、ホットマンとドアレンのような、著書はいまもなお傑作として認められてゐるし、また現代

においてもこれらに優る何ものも生み出されていない。このことは指導的學者によつても認められている。

しかしながら、以上うわべだけの觀察をもつて、わたくしはこと終れりとなし、わたくしの課題が解決されたと主張しようとするものではない。わたくしの論題を短刀直入に論證するためには、わたくしは、學問一般の定義を立て、もつて法學の業績を他の學問の業績と比較することが必要であろう。だがしかし、さような方法は、それ自體大きな困難を待ち設けねばなるまいし、また、わたくしの講演の限られた時間では到底實行されえないであろう。だからわたくしは別の行き方を試みようと思う。すなわちこうである。學としての法學の無價値という主張が眞理であるとするならば、まづ、そのように無價値であることの責任が、人すなわち學問研究者に歸せられえないということ、明白である。なるほど、ある時代を通じて、一個の學問の停滞が、當時の學問擁護者および研究者の責任であつたという、ためしはある。だが、もろもろの學問が一般に經過して來ている幾千年間の時期を通じては、右と同様なことがらはありえない。そうしたことは人間精神の自然に反するのだ。つまり、人間の精神は、その向う對象がどんな對象であつても、その強さが、どこまでも同じであり、また、いつまでも變らないものなのである。だから、法學が實際に他の學問よりも遅れていたと假定すれば、その遅れた原因はただ對象の側にのみある筈である。すなわち、法學の對象にはあるプレキの力がかくれひそんでいて、この力が對象のうちからはたらきを示して、法學の領域における人間精神の努力を阻むというところに、法學の進歩が遅れた原因がある筈である。したがつて、わたくしの論題を吟味するためのより正しい途は、法學の對象を他の学科の對象と比較することをもつてはじめるという、途であろう。こういう論題取扱法は、もしも成功するならば、一石二鳥の利益をもたらす。ひとつは、法學が無價値であるとの主張そのものを論證する結果になるということ、ふたつは、それと同時にこの主張の論據への洞察を興えるということ、これである。

さて、われわれがこの比較方法を適用して、観察して行くと、法に固有であつて他の学問の對象には見出されえないいろいろな異つた限定づけが、なされねばならないことが、わかつて来るであらう。

そこにあらわれる最も著しい特徴は、法学の對象たる自然の法の可變性である。日、月、星辰は今日も幾千年前と同様に輝く。薔薇は今日もなお天國におけるがごとく花咲く。しかるに、法はむかしから變つて來ている。婚姻、家族、國家、所有などの制度は、いろいろさまざまに、變動を経て來たのである。法学の對象たる法の素材のこうした可變性に對してもつとよく知れ渡つたいいかたをすれば、個々の法制度は進歩發展するものだということである。そうして、この進歩發展あるがゆえに、法は、實生活のうえて他の学問の對象よりも優れたよい點をもつている、と主張されるのが通例である。いやむしろ、かように變動の内容や方向を考慮に入れることは、全く抜きにして、たんにこの變動することそれじたいが、實生活における法の法たるゆえんである、とまで高く値打づけられるのである。少くともそうした主張は突飛である。というわけはこうである。生きとし生ける人びとはみな、萬物の靈長たる立派な身體を生れながらにして天からひとしくさすかつているために、他のものに比べて筆や口につくされないほどよりよい立場におかれている。この場合には、いかにも人間の身體の方が他のものよりもづつと優れた強みをもつていていつてよい。だがしかし、もしもそのときどきの状態としてどんなに立派につくられた法制度が彼らに與えられていたとしても、この場合にもままと同じように、彼らは他のものよりも遙かに幸福に恵まれていたのであらうか。いや決してそうではない。何となれば、民衆が、その渴望的たる立派な寶ものを手に入れようとして、そのために幾百年ものあいだ鬭争や艱難や辛苦やを身に受けねばならなかつたというところには、およそ實生活において法が他の学問の對象よりも優れた點をもつとか幸福をもたらずとか、いいえよう筈が斷じてないからである。けれども、こうした考慮はここに必要でない。とにかく法制度の進歩發展ということは嚴に存在するのだ、その實際上の利害得失はいま問

うところではないのだ。ここで問題なのは、ただ、対象のかかる變動性が學問上にどんな影響を及ぼすものかということだけである。この問題に對しては、その及ぼす影響がこの上なく有害なものに相違ないという答は、疑の餘地がありえない。學問上の眞理は徐々にしか完成しえない。それは、種々さまざまに間違われる憂き目に遭つて、ゆがめられざるをえない。だから、學問上の眞實な法則なるものは、全く、幾世紀にもわたる學問研究者たちのともども、努力が生み出した成果なのである。このことは、すべての學問の性質に含まれている。ただ、法学以外の他の學問については、そのかかる遅々たる歩みからは、何らの害も生じない。すなわち、こうである。地球は今日もなお幾千年前と同様に太陽の周りを廻るし、樹木が生成し、禽獸が生息すること、あたかもプリニウスの時代におけると同じである。だから、それらの性質や作用の法則がよしんば長いあいだの努力のすえにやつと發見されたとしても、その法則は、やはり、過去に對してと同様に現在に對してもなお眞理であり、また、あらゆる將來に對しても眞理たるを失わない。しかるに、法学にあつては、事情これと異なるのである。法学が長年にわたる努力のあげくついにその対象たるいろいろな制度のひとつについて眞實な概念したがつて法則を見出したとしても、対象はそのあいだにすでに別のものとなつてしまつてゐる。だから、法学という學問は進歩發展がつねに遅れるのである。決してそれは対象たる法の現在に到達しえない。それはちやうど砂漠を行く旅人のようである。彼は、花咲く園や波立つ海を望み見るときは、日ねもす歩く。しかも、日暮れてなお途遠いこと晨におけると異ならない。ゲテの時代このかた、この點について大いに改善の努力がなされては來た。にもかかわらず、ゲテのメフィストフェレスの嘲笑はいまもなお眞理であり、わけでも公法に對してそうである。ギリシヤの國家は、すでに没落し去つたときに、はじめて理解された。嚴格なロマ法制に關する研究は、萬民法がすでにそれを驅逐してしまつたときに、はじめて完成された。神聖ロマ帝國におけるドイツの國家體制の精神と美點は、ナポレオンがそれを絶滅し去つたときになつて、はじめて認識された。こう

した事情が法学にとつて第一の悩みの種であつて、そのうちから、法学の進歩發展をさまたげるいろいろな結果が生れ出るのである。

右に次いで法学の進歩發展をさまたげる第二の原因は、一般に法学がとかく法の進歩に敵對したがるものであることだ。整理整頓が行き届いていて、すみずみまでも知りつくされている、古い家に、永く住みつくことは、年々歳々家を捨てて、幾度も新たに住いを持ち、居どころを定めねばならぬことよりは、遙かに便利だからである。しかも、法学は、法の進歩に逆わないときでも、現在の制度を死んだ制度の住み慣れたカテゴリーのなかに押し込めるといふ有力な傾向を、やはり免れない。確かにロマの法律家たちはこのことについての證據を興えてくれる。

彼らの「準訴訟」、彼らの「過失準犯罪」、「準契約」、「準占有」など、つまり、彼らが以前の嚴格な時代の典型に模して後代の自由な法制を造つたことは、右に對する例證である。

ドイツの法律家たちはさらにもつとはなはだしくこうしたやり方を強行して來た。ドイツの婚姻および父權、ドイツの役權および身分關係は、これらとほとんど名稱だけを共通にするにすぎないロマ法の概念のなかに、むりやりにはめ込まれた。そして、對象がこのやり方に餘りにもさしさわるような場合には、その自由な學問的把握は臺なしになつてしまうので、これをロマ法制に「新慣習」として附け加えること以上に仕様がなないということがわかつた。ドイツの法律家たちのこのやり方はなるほどいまでは一般に間違ひであるとして非難されている。がしかし、いつたい學問上の間違ひが、幾世紀ものあいだ、萬人によつて守りぬかれて來たといふことは、その間違ひをしでかさせる誘因が、まさに、學問の對象たる事實そのものに内在しているとせねばならぬ證據である。

ところが、ロマの法律家たちの場合については、彼らのやり方が、ドイツの法律家たちのやり方と同じたぐいのものであるのに、今日でもなお、見習うべき手本として、たてまつられている。あらゆる他の學問の對象におけると

同じように、法においてもまた、すべての新制度を自由に直視し、先入主なしにそれに沈潜し、そうして、それじたいのうちから全く純粹に新概念や新法則を生ぜしめるといふ方法が、最も正當な仕方であるのに、これがそうでないかのようにローマの法律家流儀を模範とすることは、何といつてもおかしなはなしである。そんなわけだから、およそ生成した新法制度が既存の他の法制度に似ているからといつて、前者が必ずしも後者のうちから生成したのではない。ローマ國家初期の私法は、明かに、貴族および僧侶が民衆のうえに實施した最もはなはだしい暴政の所産であつた。かた苦しい形式や書式は取引および訴訟を妨げた。取引や訴訟の許された期日を知ることさえもが民衆には差控えられていた。共和制および帝政の時代を通じての私法の全發展は、これら桎梏からの法の漸進的な解放に、ほかならない。こうした成り行きに對して、ローマの法律家は、頑固な拘子定規で昔からの不自由な法制を固執し、これを後代の制度のためにも據るべき原則形式として立て通したのであつた。ローマ法の全體系にはびこるあの葛藤はそこに生ずるのである。すなわち、動きのとれない形式性と無碍自在な變動性、文字通りの嚴格さと束縛のない公平さとの、あの直き直きの對決が生ずるのだ。

法学に對してその對象の特質から生ずるこうした危険は、すでにたびたび法学を誘惑して來た。誘惑されて學者は過去の法に熱中し、熱中のはては現在の法をしんから忘れ、昂然としてこれを彼等が見下げる實務家の手中にゆだねて來た。大衆の追隨を許さず、博學のほまれひときわ輝き、どんなに非常識な成果をも常識の反駁しうるところではないと確信する底の、新天地開拓の仕事は、實に魅力的である。歴史派はこれに對して充分例證を與えてくれる。すなわち、歴史派の指導的學者連が中庸の途を守りえたためしは、ほとんどないのである。

とにかく、法学は、その對象の變動性のゆえに、過去の研究という法外な重荷を背負わされている。だが、現在の、みが正當なのだ。過去は死んでいる。過去は、現在を理解し、現在に精通する手段として、價値を有するにすぎない。

もしも對象の性質がこの廻り路この曇つた眼鏡を要求するならば、法学はなるほどその要求に従わなければならぬ。がしかし、それは法学にとつて幸いなことではない。法学は、自然科学のように、對象に直接近づきえやうものならば、どんなにかいいことだろう。過去の制度というこの厄介物を研究するには、根限りの力を使い果さなければならぬ。消滅した法の淵源はきわめて乏しく、また、貧弱なだけに、ますますその研究のうえに及ぼす弊害が大きいのである。幾世紀にもわたる倦むことない人の努力とあらたかな天のおしめしとが何を築き上げようとも、その建物を根柢まで破壊し去るような一枚の古文書が発見されまいとは、一日も保證できないのである。他の学問では、言語学だけが、これとよく似た關係をもつている。その對象もやはり進歩發展するものである。がしかし、それにもかかわらず、言語学は法学よりも斷じてよりよい立場にある。何となれば、言語学の對象の過去は、古文書や古典によつて、この学問のために、きわめて豊富に保存されており、かつまた、利用できるからである。

さらに比較を續けるならば、法学の對象のいまひとつの特徴は次の點にあらわれる。すなわち、法は、たんに認識のなかにのみならず、また感情のなかにもあるということ、法学の對象は、人間の頭の内にもならず、またその胸の奥にも存在するということ、これである。他の学問の對象には後者の附け足しが無い。光はエーテルの波動であるか、あるいは、微粒子の直線運動であるか、理性と悟性とは同じものか、あるいは、別ものか、代數の四次方程式は直接に解かれうるか、あるいは、えんじか、こうした一切の問題はいかにも興味のある問題である。がしかし、その場合感情があらかじめどちらかに決しているのでは全くない。前者の答が迎えられようと、後者の答が歡ばれようと、ただ眞理のみが要求されるのである。これに反して、法においては、眞理の探求に何と憤怒や激情や偏見やが混入することか！すべての公法問題はそれによつて貫かれてゐる。憲法を制定すべきかいなか、出版の自由か檢閲か、二院制か一院制か、ユダヤ人を解放すべきかいなか、答刑を刑罰の種目として存置すべきかいなか、これらの問

題をあげつらうだけでいい、各人の胸はいや高鳴るのだ。私法においてもまたこれと同じである。ユダヤ人とキリスト教徒とのあいだの婚姻は許されるべきか、いかなる離婚原因が認められるべきか、長子相續權は許されるべきか、な、狩獵は解禁されるべきか、これらの問題にあつては、そして法においてはほとんどどんな場合でも、まだ學問的吟味がはじまらないまゝに、感情がすでに答を決定しているのである。

もつとも、法のこうした特徴はまるつきり法の難點であると決め込んでほならない。反對に、かえつてそこにこそ法の最高價値があるのかも知れないからである。だが、わたくしの吟味する問題は、それによつて法の學問に便宜が生ずるか、あるいは、困難が生ずるかということだけである。そして、ここで明なことは、學問的研究がそれによつてただ困難にされるばかりだということである。感情は、決していかなる場合にも、眞理を見定める基準ではない。それは教育、慣習、職業、氣質、したがつて偶然の産物である。ある民衆には激昂をかうところの同一のものが、他の民衆には、歡迎される。だから、眞理の探求をしてつねに協途にせしめなうためには、この輕率な同伴者から逃れることが、第一條件である。そうはいふものの、このことは、法の研究の場合に、ほとんど誰もがなしえないところである。どんなに意志が鞏固であつても、教育や慣習の強力な影響から完全に離脱することはできない。こうした事情の結果は隨時隨所に見受けられるところである。日常のあらゆる大問題はやがて黨派の問題となつてゐる。眞理は、偏見のない探求者を待ち設けても、けつきよく無駄である。大學者でさえも、この黨派的問題を取り上げて論ずるといふことを問はず、すでにして一の黨派にやはり足を踏み入れているのだ。よしんば眞理がどこにあるかわかつていふようとも、感情が、眞理を眞理としていい切ることを、許さない。だから、學問があらわれて自由に眞理を見出しうるようになるまゝは、法にあつては、時というものの威力が感情をやがておしなだめることによつて、やつと問題が片付けられたに相違ない。しかし、勿論それでは大抵遲過ぎたのである。

この點で、自然科学と比べて法学には何という雲泥の差が見られることか。自然科学では何とすばらしい和心協力が行われていることか。ある人が発見をすると、その発見されたものは他の人によつて有難く採用される。すべての人は協和して研究に従事する。もしも熱情がかき立つならば、それは、つまらぬ激情にすぎず、對象に根を下してないがゆえに、やがては消え去つてしまふ。

しかるに、法学にあつては、實に、檢閲という特徴ある法制をひとつ採り上げて見ても、その實際の基礎は法と感情とのまさにこうしたつまらぬ結合にほかならない。それによつてのみ、檢閲は學問上の反證に打ち克つのである。古いなじみの習俗だの神聖なものとして認められている法だのに對する攻撃は、胸をかき亂す。だから、當然至極のことながら、權力者は、實際に武器を使用してまでも、その檢閲を擁護するわけだ。法学はこの檢閲によつて新な極端をはめられている。そして、ここでもただ法学のみがそうなのであつて、自然科学その他一切の學問は、自己自身を擁護するという立派な特權を失わなかつた。いかにも、こういうことがいわれる。つまり、學問的研究は、法を對象とする場合でも、他の場合と同じ様に自由であることを失つてはならないが、ただ、民衆に和して流れることだけは、この場合、阻止されてあるべきだ、と。だがしかし、このことは、あたかも、建築師について「彼は、彼の家を設計したり製圖したりしてもよいが、ただ、建築することだけはまかりならぬ」といつたのと、ほとんど同日の談である。

もろもろの學問の對象を相互に比較して行くと、さらにとつともない法の特徴に到達する。この特徴は、これまで述べて來た、法の特徴がもたらす有害な結果を、遙かにしのぐにいたるような悪影響をもつたものである。實定法という制度がそれである。すなわち、法と學との中間に押し入つて、その有害な作用を兩者に及ぼすところの、存在と認識とのあの雜種形態である。

すべての學問は法則をもつ。そして、法則は學問の最高目標である。さらに、すべての學問は、どんな時代にでも、眞實な法則とともに虚偽な法則をもまた有する。だがしかし、その虚偽は、依然として、その對象に影響を及ぼさない。プロモイスが天動説を法則としてたてたにもかかわらず、地球は、この法則に反して、やはり不斷に太陽の周りを廻つた。ウォルフやカントが精神を無數の作用に分析したにもかかわらず、精神は依然として單一であつた。リビッチにいたるまでは、穀物は沃土のうちから主養分を攝取するということが、農業において法則として認められていたにもかかわらず、穀物は、逆に、空氣のうちから主養分を攝取したのである。

だが、法の法則ともいふべき實定法はこれと事情を異にしている。眞實であれ、虚偽であれ、それは、權力と刑罰の威を身につけて、對象に自己を主張する。自然の法は、その眞實性を犠牲にして、實定の法に屈從せざるをえない。あらゆる他の領域においては、認識は、存在に手を觸れずにおき、存在のままに鞠躬如としてしりごみをするのに反して、法においては、實定法によつて右と反對のことが強制される。認識は、虚偽であり缺陷があつても、存在に打ち勝つのである。

もつとも、だからといつて、自然の法から實定の法への必然的發展を否定し去るべきではない。世の文化が高度化し、人間の仕事が分業化し、實生活の諸關係が複雑化すると、おのずから、法の安定と確定への要求が生ずる。こうした自然の成り行きを、すべての民衆は、實定法の中味にとり入れて來たのである。ただし、自然に必然にあらわれたいものが、必ずしもすべて、その成り行きのゆえに有益なものであるとは、限らない。人類は、人類に有益なものを探し求めて行く途上において、その道はやめた方がよい、しかも、この道を歩むことは可能だ、というような場合に、道を踏みあやまつて前者の道を進むことも、また、ありうるからである。

自然の法に對する實定の法の弊害は周知のところにとくする。

すべての實定法は、自然の法を認識する程度によつて、制約されている。その大部分は、まだ法学がほとんど生成していなかつた時代に、源を發している。その大部分は、法学の助けを、しりぞけ去つてきた。そこから、實定法の内容が眞理とともにまた虚偽をもかなり含むという避けがたい結果と、さらにすすんでは、實定の法に對して自然の法が闘争するという結果が、出てくるのである。

しかしながら、實定法の内容が眞理であつても、やはり、實定法の形式すなわち表現は不完全であることが多い。そこから、欠缺、矛盾、曖昧、疑義が生ずるのである。

實定の法は固定している。しかるに、自然の法は進歩發展する。それゆえに、實定の法の眞理ですらも、時代とともに轉じて、虚偽となる。新たな實定法によつてそれを揚棄することは、權力なくしては決して實行しえない。そこには、自然の法の不斷の、したがつて、穩かな變遷は、欠けている。

實定法は抽象的である。それは必然的に單純であるので、個々の場合にそれを運用するにあつては、實際の効果を殺がれる。だから、公平すなわち裁判官の裁量という、實定の法と自然の法との雜種形態が、生れるのである。

實定法を終局的に決定するものは、全くの恣意である。成年は滿二四年をもつて始まるべきか、あるいは、滿二五年をもつて始まるべきか、時効期間は三〇年と數えるべきか、三一年六週三日と數えるべきか、書式を要する契約はちようど五〇タァレル以上とすべきか、刑罰の決定的標準は何か、これらに對する答を誰が對象の必然性のうちから導き出すことができようか。

最後に、實定法は、暴君の激情にとつてそうであるように、立法者の狡智にとつてもまた、活殺自在の、つねに詭え向きの武器である。

右に類似した見方は、サビニイが、われわれの時代は立法をなすべき何らの使命をもたない、といつたあの有名

なことばの根柢に、横わつてゐる。このことばに對しては、餘りにも極端に走りすぎているとの非難が、浴びせられたことである。わたくしの考えでは、その非難すべき點は、行きすぎたということではなく、行きたりなかつたことにある。現代のみならず、どんな時代でも、この意味における立法への使命を有していない。藉すに時をもつてしさえすれば、法学は現在に到達し現在を理解するであろう、と信じこむことは、お人好しの錯覺であつた。法は永遠に學に先行している。どんな實定的立法といえども、よしんばその研究準備に千年の時間をかけるにせよ、ただいまあげつらつた弊害を避けえないであろう。それゆえに、この大學者についてたしかに呈しうべき譴辭は、たかだかのところ、立法の權力が彼の手中にゆだねられたときでも、やはり彼は何らの法律をも作らなかつたであろう、というものである。

以上述べた通りに自然の法が實定の法にはなはだしく禍されるとすれば、法学に對して實定法の及ぼす害悪はなおさら大である。法学は、もと眞理の女神から出て、實定法を経、やがて偶然、誤謬、激情、無理解などの侍女となる。永遠なもの、絶對なものではなくして、偶然なもの、不完全なものが、その對象となる。天國から地獄へと學問は墮落するのである。

わたくしは、實定法には虚偽ばかりが含まれてゐる、と主張するものでは毛頭ない。實定法の大部分は眞實であつて、恐らくはその少部分だけが虚偽なのである。だが、實定法は、内容上また形式上、自然の法の眞實な表現であるかぎりにおいては、學問のなすべきところ努めるべきところをすでになし、かつ、果してゐるのである。というのは、法学の目標もまた法の眞實な法則の發見にほかならないからである。だから、そのかぎりにおいて、法学に残されてゐるのは、ただ説明解釋という仕事すなわち教師の仕事だけである。學としての法学がそういう仕事にたずさわらうるものでないことは、何らの不思議でもない。何ゆえに包括的な法典が、ある時期のあいだ、隨所に法学をおさえつ

けていたのかということは、しばしば不思議とされて來た。そして、それに對する理由があちらこちらに發見されるや、法典にはことのほかそれにもとづく手きびしい非難がなされたことである。しかしながら、實はこの非難されたこととは反對のことが本當なのである。法典が優秀な出來榮えであればあるほど、眞理に合致すればするほど、それだけますます、法典は、法学そのものの内容であり、したがつて、最も正確ないいあらわしかたをすれば、法学がそもそも興えうる場所のものと同じものである。だから、時代の移ろうあいだに法の發展が法典の大部分を越えて先行してしまふならば、法典に代つて法学が再び勝利を獲得するということは、當然なのである。

あらゆる實定法の眞實な部分がそのように法学のために何の役にも立たぬときは、法学のためにはただ虚偽だけしか残らない。そして、法学はどんな時代にも虚偽をば熱誠飽くことなく攻究して來たのである。

すべてのあの註釋書や解釋書、あの論作や議論や思索、あの論述や判例は、いつたい、どんな内容のものであるか。そのわずか少部分だけが自然の法をその對象としてもつてにすぎない。一〇分の九以上は實定法の欠缺、曖昧、矛盾だの、虚僻、陳腐、恣意だのばかりを取扱つてゐるのだ。立法者の不知、不注意、激情が、それらの對象なのである。天才的學者でさえも、立法者の無分別にお仕えすることを、いやだといわれない。すなわち、その無分別をうけ容れるために全智全能を傾けることを拒まないのである。法律家は、實定法にたずさわることによつて、朽ちた木ばかりを喰つて生きてゐる蛆虫どもになりさがつてしまつた。實定法は、健全な木を見捨てた蛆虫どもが巢喰い動きまわるところの病氣の木にほかならない。法学は、偶然なものをその對象とすることによつて、自らも偶然なものとなる。立法者の三つの訂正のことがあれば、全文庫は化して反古となつてしまふ。

さような厳しい批判は詳細に論證することを要する。二つ三つの例をあげることがおそらく最もよくそれに役立つであらう。

ポランド事件に法律家たちが學問上の關心を示したのは、どういふ理由にもとづくのか。ただこれ、叛逆罪に關するプロシヤ州法の定義が不備だつたからにすぎない。ドイツ國家からプロシヤ州全體を分離することは、なるほど、自然の法における革命に等しい。がしかし、實定の法はそういう場合を見落しているので、プロシヤ州廳は、他の諸州の方言辭典、地方史誌および州憲法を參酌して、精巧な州法を新たに構成し、もつて、プロシヤ州法を盾にポランドの獨立を擁護するような論議をば、いつでも所在に破碎しなければならぬという、必要に迫られている。もしも新しい草案が期待するような、立法者の三つの補充のことばがあれば、諸家のあの全勞作は、その高い學問的價値にもかかわらず、何人もはや目をくれないであらう。

他の聯邦所屬の檢閲官が著作者に與えた印刷の許可はプロシヤ州内部においてもその著作者を保護することになるかどうかの問題に關する近年の出版法事件においては、深遠にして興味ある論説がいくつも書きつづられたことであつたが、あれはいつたいどういふ理由にもとづくのか。一八一九年九月二〇日のドイツ聯邦議會法第七條の用語が曖昧だつたことにもとづくのだ。あの論説は、事物自然すなわち自然の法をさかんに書き立てているところだけ、永續的價値をもつている。その他は、少からず學問的ではあるが、しかし、今年の布告が出て以來、誰もはや讀まない。

過失には二つの段階があるのか三つの段階があるのかという問題は、幾世紀ものあいだ、法律家の論争の種であつた。だが、自然の法にあつては、久しい以前からこの問題は意見の一致を見ていたのである。自然の法は、本質上永遠な對象として、さような段階の箇數および區別がない。ヘフナフが、實際生活においては、過失の段階ではなしに、そもそも過失が存在するかいなか、が問題となる、といつてゐるのは至言である。しかるに、ロマ法では、ことばづかいが不確實であつたり無理な分けへだてによつて意味が曖昧になつたりした文句が二つ三つあれば、もうそれらは學者をして論議百出の騒ぎを演じさせるのに充分であつた

いろいろ文献があるなかで、女子相續人優先の問題に關する論作は、多々あるはずである。が、もしも封建法書中にこの問題に關するほんの一箇章が書き加えられてあつたならば、あの一切の学識は生れ出なかつたであらう。

しかし、わたくしのあげた例がことさらに探し出されたもののように見えるのを避けるために、わたくしは王室最高裁判所の最近の判例集を持ちあわせてまいっている。わたくしは、選擇することなしに最初の方から、しかも、連合部判決を、順次に擧げつらつて行こうと思う。この判例集における論議はすべて博学と明敏をもつて傑出しており、すくなくとも以前の判例集における論議には匹敵する。だがさて、何がさような優れた学問的論議の對象であるか。それは絶對なもの、眞實なもの、必然なものであるのか。その学問的勞作は、学が要求するような不滅の永續性、無限の有益性を有するのか。

最初の連合部判決は次の問題を取扱う。すなわち、筆のたしなみのない當事者が契約の際になした私署を認證するための手續は、裁判官にとつて、訴訟上の審理と同一であるかいなか。この問題は、これに關する實定法をめぐつて行われてきた長いあいだの論議に、新生面を拓くきつかけを興える。しかし、あらゆる疑問は、ただ全く、普通裁判所條例の附則のつくりかたが不備であつたことによつて、惹起されたにすぎない。もしも一七九八年二月三〇日の回章命令の規定に、前述した認證上の審理と訴訟上の審理との兩者に當然ひつかかるような文句が興えられてあつたならば、その連合部判決は決して論議の必要がなかつたことであらう。およそ欠缺は判決の對象である。そして附則の文句にわずかな訂正が加えられただけで、その学問的重要性は消え去つてしまうのである。

右に次いで第二の連合部判決は次の問題を取扱う。すなわち、用益權者は所有權者に對してのみならず抵當債權者に對してもまた物に附隨せる債務の利子支拂の責に任ずるかいなか。この問題は、二四頁にわたる極めて深遠かつ明敏な吟味の對象である。

すでに以前ボルネマンやコッホを含めた六人の学者が、それを研究の対象にしたことであつた。自然の法ではこの問題は疑義がない。物的權利は性質上全く人的責任を伴わないということは、ボルネマンによつて明かに認められている通りである。あらゆる疑問は、ただ全く、普通州法第一篇第二一款第七〇條のことばづかいから、出てくるのである。同條は、

用益權者は物に附隨せる債務の利子を支拂わなければならない
とうたつてゐる。

もしもこの條項が王室最高裁判所によつていいあらわされた原則と同じことばづかいでいいあらわされていたならば、あの明敏な研究は、すべて、なしにすまされたことであろう。つまり、さような研究は、立法者がその條項の欠缺をなおすべく決意するやいなや、たちまちその一切の價値を失うものなのである。

つぎの連合部判決は、五〇タァレル以上の妻の借財に對しても夫の同意は必ずしも書面で與えられなくてもよい、ということを決めてゐる。法律を素直に解釋すれば、明かに反對の判決に到達する筈である。何となれば、普通州法第一篇第五款第一三三條によれば、五〇タァレルを超える物については、たんに一方的な意思表示でも、その結果が將來に及ぶときは、書面に作成されねばならぬからである。夫婦財産法のなかには、その例外は何らつくられていない。ただ、公平すなわち自然の法だけが、判決理由の終りにも暗示されてある通り、明白に反對の規定を要求するのである。したがつて、この場合法律の形式的欠缺ではなく、その實質的欠缺を除去するためには、自然の法をひそかに導入し利用しようするやうな實定法の逃げ場所を見出すという明敏の限りが、つくされねばならない。そうして、この逃げ場所こそは、同意は意思表示のひとつに數えられないという、たしかに稍々大膽な解釋法によつて、見出されるのである。

右につづく連合部判決は、これと注目すべき對立を示している。そのままでは、ほとんど、偶然の悪戯としか信じられないであろう。この判決は、夫婦共有財産にぞくする不動産を夫が讓渡するについて妻の同意が書面をもつて與えられねばならない、といふことを定める。それは、ままと同じ問題であると考えられるべきであるのに、ここでは肯定的に、また、まえには否定的に判決されたのである。そして、實際のところ、兩判決の間、差異を見出すためには、一六頁にわたる、法典史および普通法にもとづく説明を必要とするのである。何ゆえにここで普通州法第一篇第五款第一三三條の文言のなかから單純に判決がえられなかつたのかという眞の理由は、ただ全く、前例におけるこの條項の解釋から出てくる結果を救済することにあつたのである。

だが、事物自然にもとづく判決は、以上二つの場合を通じて、ただひとつであるから見られる。すなわち、使用される學識および解釋技術は、自然の法および自然の法の要求する規定が何であるかを明かにすることにではなく、實定の法がその抽象的原則によつて自然の法に加えた力をば除き去ることに、向けられているのである。

次の連合部判決もまた全く法律の不當なことばづかいに關係する。すでにしばしば裁判所、本省および解釋家を忙殺せしめた問題が、論議されるのである。すなわち、子供の特別な保證のため彼らに證書をもつて讓渡された資本であつて、しかも、普通州法第二篇第二款第一六九條により父親がその何らの處分權をも有しないとされるところのものは、いつたい何であると解されるべきか、という問題である。あらゆるこうした論議をしばしば生ぜしめる原因は、ただ全く次の點にある。つまり、この場合法律は、保證のため證書をもつて讓渡された資本という文言をつかうことによつて、ある特別なカテゴリを定立しているのだが、このカテゴリが、法典の何處にもそれ以上あらわれてこないし、といつてここでも説明されていないし、そもそもプロシヤ抵當法の規定する原則ともたしかに一致せしめられない、といつてところに、論議をもたらし原因が存在するのである。ただそれだけの原因で、いろいろさまさまな疑

問とこれを除去するための學問上の論議が生ずるのである。

つぎの連合部判決もまた全く實定の法と自然の法との和解調停の活動をしている。ドイツ國家の大抵の州では明かに農民のあいだに次の慣習が行われている。すなわち、老年になると財産を受領者たる子供達のうちの一人に讓與して、彼の兄弟姉妹が婚姻もしくは一家創立をなすときには受領價格の一定額を彼らに分與する責任を彼に課するという慣習が、それである。兄弟姉妹は、父親が反對しないかぎりには、契約によつて割當を受けなかつたときでも、彼らに轉付されたこれらの額の請求を訴えることができる。こういう意味においては、この法制度は何らの疑問の餘地もなく、民衆はこれを理解するであらう。

だが、州法においては、あいにくとこの法制度は見すごされて來た。そして、この様な法制度に適用されるべき規定としては、わずかに普通州法第一篇第五款第七五條の一般規定のみがあるだけである。それによれば、契約の内容として自己に指定された利益に同意する旨の承諾を契約當事者に與えて、契約に加入した第三者は、その利益についてだけは、請求の訴をなしうるとされる。ところが、この規定を先に申し述べた法制度に適用すると、この上なく耐え難い苛酷な結果を招くにいたる。だからこそ、かような第七五條の破壊的な効果からこの法制度をまぬがれしめる何らかの逃げ路が、すでに昔から、探し求められて來たわけである。擬制、轉換、先を見越した繼受など、博學多識のわざが、實定法をして圓轉滑脱ならしめるべく、段々に試られて來たのである。王室最高裁判所は、これらの救濟手段が州法に對して適用しえないものであることを、徹底的につきとめる。ただし、それにもかかわらず、なお、王室最高裁判所は、この歴史的な法制度を救濟しようとして、そのために新しい逃げ路を求めるのである。しかし、その逃げ路がうまい逃げ路であると稱せられるべきかどうか、わたくしにはわからない。すなわち、父親は、子供達に代つて承諾をしたところの、子供達の代理人である、というのであるが、通常本件のような讓與契約の經過のなかにこのこ

とを證據立てるようなあとかたが全くないのは兎も角として、事物自然に反して同一人が申込みをなし、かつ、承諾をすることや、また、かくして兄弟姉妹の権利が自然の法における権利以上に高められることは、本件の逃げ路にはそむいている。のみならず、この解釋にしたがえば、父親自身が轉付された金額に對する一切の権利を失うことさえなるのであるが、この法制度の性質からすれば、そうではないのである。だから、あらゆるこれらの學問的な試みを招くにいたる原因は、ただ、法典が不備であることに存するのみであつて、いかに明敏と學識をもつてこの欠缺をなおそうと努力しても無駄であると知れたときは、全く慨歎のほかはありえないのである。

ともあれ、わたくしは、法学がほとんどもつぱら向つてゐる、そして、遺憾ながら向わざるをえないところの對象は、ありとあらゆる誤謬なり不備なりにほかならない、という主張を裏付ける充分な證據を例示したと信ずる。かかる對象を研究することは、まことにいまいましたぐいの仕事である。したがつて、それにもかかわらずその仕事を厭わない者が非常に多いのを見ては、驚き怪しまざるをえないのである。それは、恐らく必要なことではあろうが、しかし、だからといつて學問にとつて價值あるものでは全くないのである。

これに反して、自然科学は何と卓越していることか。自然的なもの、永遠なもの、必然なものだけが、その對象なのである。どんなに小さな草莖でも、こうした特徴をもつてゐる。あらゆる物は、眞實なものであつて、何らの矛盾をも含んでいない。そして、學問のためだからといつて、勝手にそれを變造することはできない。

こういう自然科学でもまた誤謬すなわち虚偽な法則をもつてゐる。だがしかし、天才の眼光一閃、誤謬は、あたかも朝日に明けて行く夜の帳のごとく、拂いのけられる。だが、法学だけは、さらに眼を利かせても、なお幾世紀ものあいだ誤謬に奉仕し、無分別に對し敬意を表さねばならぬという屈辱を受けてゐる。

しかも、法学の悩みは、以上に盡きるのではない。すなわち、實定法の、固定的な形式を金科玉條とする形式主義

が、法学のなかに侵入するのである。法学は、個性の豊かさを認識したときでも、これをしりぞけ去らねばならないのだ。實定法が、すべての注文人に對してたつた三つの型をしか持ち合わせない氣儘勝手な仕立屋と、同じであるとするれば、法学は、まさに、お人好しの主婦である。彼女は、着物の何處が窮屈で具合が悪いかを見て知つていても、主人への氣がねからこつそりと此處彼處縫目を少し開けて襠を挟むだけである。

實定法を終局的に決定する恣意は、學問のなかに入つて來る。手續規定や期間の定めや訓示規定といつたぎりぎりの規定における恣意的なものは、折角綿密にこしらえても、その性質上依然として疑問の盡きない源泉たらざるをえない。學問は、この疑問を解き、恣意をひとつの體系に仕上げるという、やり甲斐のない任務を引受けるのである。どんな註釋書でも、そういう形式を問題としている場合には、最も分厚なものである。ローマにおける遺言の儀式、州法における保證人による女子の保護、それらは實に學識のための寶庫となつたではないか！ さらにもうひとつ、公證人がやる審理の方式に關する一八四五年の全然新な法律は、右に對する立派な證據を與えてくれる。なるほど、この法律の編纂には最高度の綿密さが使用された。がしかし、この法律の適用は、爾來二年にして、すでに何と澤山の疑問を惹起したことであるか。これらの疑問がどんな種類のものであるかをもつと仔細に觀察するならば、法学は、慚愧に堪えず、穴に入りたくらいであろう。

公證人のなす審理は必ず書面に書かなければならぬのであろうか、あるいは、石版書式を利用して、これに記入してもよいのか。證書を作成する公證人の書記だけが證人として認められるのではないのか、あるいは、その他すべての公證人の書記もまたプロシヤ王國では證人として認められるのではないのか。

筆のたしなみのない當事者がなした私署を認證すべきは證書を作成する公證人か、それとも、その他すべての公證人をもふくめたものであるべきか。

公證人はたんに自己の氏名および住所だけを記せばよいのか、あるいは、自己の職名をも記さなければならぬのか。以上のような問題が、しかも公證人のなした全審理が無効となる危険にある場合にも、取沙汰されねばならぬのか。例えば、今年の官報に掲げられたようなのを見よ。

これらは法学の最重要課題となつてゐる。さような疑問を解くことは、いまや学問のつとめなのである。この點でも、他のすべての学問は、何と卓越してゐることか。その対象は最高度の法則性をもつてゐるにもかかわらず、個性の發展と多様性はなおこの上なく豊かである。その対象は最高度の確定性をもつてゐるにもかかわらず、恣意の片影はさすがにどこにもなく、ただ例外のない必然性があるだけである。

これまで述べたことは、法学の対象と他の学問の対象との比較についての吟味である。わたくしの企ては、追求してゆくと、やがてさらにもうひとつの弊害に到達する。プレキの力がこれまでは対象から發出したとすれば、いまや学問それ自身が、対象をその形式のなかに採り入れることによつて、対象のうゑに破壊的な力を及ぼすのである。そのいきおいたるや、あたかも対象が興えた執拗な抵抗に對し学問が対象の本質の破壊をもつて懲罰しようとするかのようなのである。法は、認識と感情との契機なくしては、存在しえない。民衆は、法が個々の場合に何を要求するかを知つてゐるにちがいないし、また、民衆は、民衆の法に心から歸依してゐるにちがいない。法からこれらの契機が取り去られるならば、残るのは、いかにも偉大な作品ではあるが、しかし死んだ作品であつて、もはや何らの法でもないのだ！ いまや法学がその対象としての法に迫ることによつて、これらの契機の破壊は不可避である。民衆は民衆の法に關する認識およびそれに悦服する感情を失ひ、法は法律家という特殊階級の獨占物に化するのである。このことは、事物自然から結果するのであつて、歴史の教えるところでもある。かくして、法学は自家撞着に陥るであろう。学問はただ対象をとらまへようとするだけで、もう対象を押し潰してしまふ。この矛盾の結果は甚しい。

法學は、かくして、その自然の地盤を失い、あまりにも易々と詭辯三昧、實益のない穿鑿の邪道に墮落するばかりである。際限のない微細な小理窟があらわれ、あらゆる種類の贅肉がくつき着いてくる。法律文獻はそれで豊滿になっているのだ。

立法の動搖はいまひとつの結果である。いや、立法者は、實驗を行うところまで、身を落してくるのである。一八三三年以來のプロシヤの訴訟立法は、これに對して一の例證を與えてくれる。ことに、上訴に關する法律がそうである。

しかも、最大の弊害は、個々の事件に對する法の執行において、あらわれる。たしかに、裁量的な裁判權の行使はあらゆる種類の法式および人爲によつてゆがめられるが、この場合、訴訟に變革があらわれるのはそれ以上である。わたくしは、たんに強制執行をするだけの、すなわち、ただ債務者の怠慢惡意を打ちのめすにすぎないあの手續をいうのではない。それは何らの争訟でもないし、また、それにはどんな法學もどんな裁判官も必要でないからである。わたくしのいおうとするのは、法の争ひたる眞の訴訟が、民衆に對する法學のこうした破壊的な作用によつて、あらゆる他の訴訟手續と同様、たんなる操作、思惑にまで墮してしまふことである。その場合には眞の意味での法の實現は全然ないのである。

だから、誰が法的に正しいかを知る者は、一人もいない。内心の聲は沈黙する。辯護士が呼び出される。たんに外面的な考量、すなわち、勝訴の公算の大小、訴訟費の高低、訴訟繫屬期間の長短が、終局を決定する。もしも勝利を獲れば、そのとき思惑は成功したのである。もしも失敗するならば、ものわかりのよい人はあきらめる。あたかも多くの積荷を暴風雨でなくした商人だの、政治的景氣によつて採算がゼロになつてしまつた株屋だのが、あきらめるのと同じである。前者には後者におけると同じ様に法など全くない。蒙つた不法に關する激しい感情も、法は勝利を獲

るのだという昂然たる自負も、微塵だにないのである。

訴訟が進行する表向きの恰好は、こうした見方を支持するように、出来上つている。裁判官や学者すらもが、呈示された事件において何が合法であるか、直接には知らない。先づ、分厚い法典、塵まみれの註釋書をひもといて探さねばならない。各人の胸のなかにはつきりと書かれてあるべきものを見出すために、技巧的な推測が企てられねばならない。第一審において明敏と学識をもつて眞實なものとして技巧的に證明されたものが、第二審において同様な明敏と同様な学識をもつて虚偽なものとして證明され、そして、第三審において眞理がもう一度逆にならねば幸いである。

民衆とともに生れ、ともに育つた法、そのはつきりとした決定が崇高不滅に各人の胸中に銘記されるべきところの法、そうした法を、これらの技巧的な考量、学問的な續釋、動搖する判決のなかに、民衆はいかにして認識することができるか。それは不可能である。つまり、司法は法学によつて射倅に化し去つた。しかも、民衆は安穩な生活を求めるものだから、学問が彼らに大争いを演じさせることはできない。したがつて、せいぜいちよつとした情熱が学問によつて小競合をおこすだけである。

普通一般の人のいうことばは、こうした状態に對して特色ある表現をするものである。ある百姓に、お前の訴訟はどうか、と尋ねると、俺はまだどつちつかすだ、との答である。訴訟の緩漫な進展をあらわした優れたことばであるが、それよりも、その訴訟は當事者にとつて全く理解できないのである。その百姓が訴訟に負けたときには、俺は正しくなかつた、とはいわずに、俺は失敗つた、という。訴訟に負けることと、雹が降つて自分の田畑が荒れることとは、彼にとつて全く同じ性質の事件なのである。すなわち、不運ではあるが、しかし何ら不法ではない。

このことは、だから、法学の勝利である。法は、もはや民衆の知らないもの、もはや民衆の胸を充たさないもの、

民衆によつて自然の暴力と同様な段階におかれるもの、である。さような弊害はあまりに大きいので、民衆がもつと自立的となるやいなや、反動が來ない筈はあるまい。その證據となるあとかたは、すべての時代を通じて、見られる。

ユスチニアヌス法典完成のとき、これを註釋することを彼が禁じたことは、もとより、その一例である。彼はそのために學者から非常な嘲笑を受けたけれども、この禁制の根柢には、民衆のために法を保持し、學識の破壊的な力からこれを保護しようとの、大いに尊敬すべき願望が存在するのである。かれこれ一三世紀ののちには、普通州法第一八條の出版特許、さらに總則第四七條に、これと同じ禁制が見出される。

辯護士を廢止するというフリードリッヒ大王の企ても、右と同じ理由にもとづく。この企ては、中途半端な處置であつたために、失敗に歸さざるをえなかつた。すなわち、辯護士だけではなく、學識ある裁判官をも、彼は廢止すべきであつたらう。

かように法学を見捨てたと同じ精神は、その作品たる普通裁判所條例を貫いている。この條例は、公平を旨として行ふ誠實な裁判官の自由裁量を、たてまゑとする。それは、最も細密な抽象と考量にまで徹底した學問的な法則ではない。

法学の對象たる民衆の法とその結果たる民衆の知らない法とのあいだのかゝる内的な矛盾からして、さらに、兩者の和解を望ましいとするあの特別な要求が、生れたのである。民衆と政府とはその點で意見を同じくしているし、おめでたい法律家もまたこれに劣らず賛成である。しかしながら、學問の立場からすれば、和解すべしとのあらゆるそつた要求は、學問にとつて、屈辱である。すなわち、最もはつきりとした貧困證明書である。二人の者が双方相反した計算の解決をある數學者に請ひ求める場合に、計算があまりに長々しく、あまりに不確實であるからといつて、もしもその數學者が彼らに和解を要求しようものならば、その數學者は何といわれることであらう。ある富豪が馭者

を雇う。彼は馭者に錢を與えて、その錢で快適な車、頑丈な馬具および強健な馬を買えと命ずる。ある時、富豪は、外出するために、馭者に馬車の用意を命ずる。馬車を仕立てずに馭者がやつてきて、主人に、馬車でゆくのはやはり危険で、煩わしく、また不安ですから、歩いた方がいいでしょう、と忠告する。主人はさような馭者を家から放逐しないであろうか。ちようどこれと同じく、民衆は、民衆に和解をすすめる法律家を、何の役に立てるべきか。立てようがあるまい。

裁判官ではなしに仲裁者がどうしても欲しい、彼ら仲裁者の活動範囲をプロシヤ全州にわたつて強化擴張せしめよう、そういうことは、まさに、法学のもたらすあの弊害をうすうす豫感したものであつて、学識ある裁判官の手から裁判を奪い取つてこれを民衆に返却しようとする、手つ取り早くいえば、法をふたたびその本來のありかに落ち着かせようとする、努力にほかならない。かくして、醫學における藪醫者は處罰されるが、法学における藪醫者には特權が與えられるという、矛盾が、明かとなる。

学識ある陪審官のいない商事裁判所や工場裁判所や村會村長裁判所を求めるとの新たなめざめた熱望は、これと同じ努力である。領主裁判所ですらもが、その點では、学問の破壊的な攻撃に對する防備をもつていたのであつて、この防備なくしては、その攻撃にたちうちできないのである。そうした防備となる領主裁判官は、素性をただせば、永らく自家營業をやりながら、領内の村や町に生活して來た人なので、就任するやたちまちにして、領内の住民にとつては願つたり叶つたりのあのうまい裁判をするようになる。すなわち、彼は、学問上の一切合切を忘れ去つて、自己の胸のうち、すなわち、領内の住民たちと同様な段階に立つ自己の法律感情のなかに、判決の主たる源泉を見出すようになるのである。農民や町民に見れば、博学と法律知識のあらゆる精華を身につけてもろもろの事件を峻嚴假惜なくきりさばく若い陪席判事をその裁判官として迎えることほど恐ろしいものは、他にないのである。

陪審裁判所をつくれという要求は、右と同じ理由にもとづく。なるほど、學問はこの要求を決して容認しようとはしない。陪審裁判所の強味を他にそらせようとして、明敏のかぎりがつくされる。がしかし、その要求の源泉たる民衆の單純な感覺は、かかる詭辯をしない。民衆の感覺がしらすしらすに陪審官によつて免れようとなつとめるところのものこそは、そうした詭辯三昧の學問なのである。

これら一切の現象は、だから、同一の根據をもつている。民衆は學問的な法律家に倦き倦きしている。法と學とのあいだのあの矛盾についての豫感すなわち漠然たる感情は、現に存在する。ただ、民衆のはつきりとした洞察は、まだない。このことをはつきりと考えることを敢てする者がまだないために、淺薄な不實の動機にもとづいて、それらの矛盾した現象が容認されるのである。けれども、はつきりとした認識がえられるやいなや、これらのばらばらな不完全な救濟手段では、満足し難くなるであらうし、また、法律家を少からずもて餘している政府は、援助の手をさしおくべようとするであらう。事實問題についてのみならず、法律問題についても、刑事事件においてのみならず、民事事件においても、司法は民衆に返却される。實定法の削減は、さらにいまひとつの良好な結果であらう。すなわち、實定法の規定すべきものは、指導的原則の宣言にとどめられ、それ以上の枝葉末節における右原則の適用は、お構いなしに、民衆の健全な常識にまかせられるであらう。

そして、本當のところ、わたくしは、そうなることがさほど大きな不幸を伴う運命にあるとは、思わない。そうならば訴訟は、いまとは異つて、幾月も幾年もの長いあいだ續くことはあるまい。自己の正當な權利を追求することを費用のゆえに恐れる者は、一人として、もはやないであらう。判決は、たくみに構成された實定法の綿密な規定や該博な學問的成果とは、もうおそらく一致すること少いであらう。ただし、判決は、そのかわりに、民衆のうちに生きている法を體してあらわれるであらう。民衆の聲がこの法を主張するかぎり、法は、純粹にかつ歪められずに、實現

されるであろう。この法が、主張されない場合、すなわち、事件が餘りに錯雜にすぎる場合にも、けつきよくは、ただ何らかある決定だけが、すなわち、ただ即決・公平の斷定だけが、主要な問題となるにすぎない。眞理や自然の法について、事情こそま問題があることは、まさかありえないであろう。この場合に、法学は、眞理であると主張されなくとも、苦情を申し立てるべき理由は毛頭ない。何となれば、法学の眞理は、これをあてにして幾百冊もの書物をながいあいだあさりあさつたあげくやつとあつめだされてたくみに築き上げられても、なお、同一問題において第二審に打勝つことは、決してありえないからである。

のみならず、ここに暗示されたようなそうした司法の状態は、たんなる空想の遊戯では決してない。すべての國民は、博學な法律家がいなくても、實定法ことに私法に關する實定法のあのたくみな建物がなくとも、生活し成長してきたのである。ギリシヤ人は、そのもつとも輝かしい時代においてすら、さようなものをもたなかつた。民衆裁判所の判事たちは、慣習を神聖なものとする法、彼らの胸のなかにその聲をあげる法にしたがつて、裁判をしたのである。ギリシヤ人の大思想家プラト^ト、アリストテレスは、實定法の解釋、そういうものの疑問な點および不明な點に關するあの些々たる論争が學問たるの價值を主張しうるのだということ、微塵も考いていない。そういうものは、彼らにとつては、全く取るに足らぬものなので、彼らは、通常きわめて實際的に論述した彼らの著書のどこにも、それをくわしく論じていない。帝制ローマ時代には、たしかに商業交通が盛んとなり、生活諸關係の複雑化したことは否定しえないのであるが、この時代の中頃までは、ローマ人にあつても、司法は、やはり學識のない裁判官の手中に、もつばらあつたのである。法務官は、通例學問的な素養のない官吏であつた。法務官の取扱う布告およびその規定が自然の法のうちからひき出されたものばかりであつたといふことは、その證左である。また、裁判官たちは、生粹の平民出であつたから、事實問題はまつたく自分たちの素朴な感覺にしたがつてこれを斷定したし、法律問題においてすら

彼らは、われわれの教科書のなかに書いてあるところとは異つて、そんなに齷齪と法務官の法書式を固執したのではほとんどなかつたようである。

わたくしは、以前官職にあつたころ、二百以上もの裁判所を次々と臨検したことがある。その際、わたくしは、あ一人の裁判官の失敗と輕卒からして司法が完全に停滯するほどまでになつてしまつていた事例を、幾つも幾つも経験した。協定書は調整されないし、抵當簿記簿は存在しなかつたので、どんな訴訟も抄らない。公文書の代りに、ただばらばらになつた紙片ばかりが、隅という隅に散亂しているだけである。そうした状態が幾年か續いて來たのであるにもかかわらず、そういう裁判管區内の人々は他の管區の人々よりも貧しくはなかつたし、土地も荒廢してはいなかつた。彼らは、仲よく助け合い、裁判官のかわりに校長や村長たちを活用していたのである。

イギリスにおいては、議會制定法が多いおかげで、右と相似た状態が、たんに例外として殘存しているどころか、原則として存在している。司法はそこではただ富者のための飾り物にすぎない。肝心の治安判事は大學教育を受けた法律家では全然ない。しかも、このことは、この國が世界最大最強の國となるのを、妨げなかつた。

以上をもつて、法学の對象のなかに含まれたプレキの力が敘述された。法学の始めと終りとのあいだの矛盾がつきとめられたのである。なお次の問題が殘つている。すなわち、

法学は、その對象たる法を人間にとつてさらに近づき易くし、彼らのために對象の發展から由來する重荷や苦惱を軽くしてやるために、手段として何を發見し、制度として何を創造して來たか。

すべての他の學問は、この點で、人類に最も輝かしい奉仕をして來た。その創造した成果は、驚異に近いものといふべきである。自然科学および數學は、その最たるものである。世界のはてを越えて、また、地球の奥深く、それらは人類を導いて來た。運河や鐵道や電信は、場所的懸隔をほとんどなくしてしまつた。顯微鏡は、自然界のどんな小

さな物の驚異をも曝露し、望遠鏡は天界を開明し、光線は所望通りの線を忠實にえがく製圖師とせられている。他の学問もまたこれに後れをとつてはいない。心理学は實際に教育技術を助け、教授法を改良して來た。記憶術、骨相学も、それに役立つている。

これに對して、法学の業績は何か。わたくしは熱心にあらゆる方向にむかつて探し求める。そして、わたくしが見出すのは、法律行為および訴訟行為の法式である。おもてむきは輕卒防止のためとか權利濫用に對する防衛のためとかいわれる、澤山の警告規定、訓示規定、その他の諸條項である。はては、きわめて深遠かつ学問的な普通訴訟法の構造である。要するに、何ひとつとして、たしかに法であると認められる筋道のものではないのだ。以上が、現に學者のおかげで與えられたほとんどすべてであろう。だが、いやしくも法を形成し發展させることが本當に必要である場合には、学問の加勢や学問の指導を求めても、所詮は無駄なのである。

どんな時代でも、國民をしんそこから動搖せしめる法の問題が、それぞれ、あるものである。あるときは家族關係が、あるときは教會と國家との關係が、あるときは國家の憲法が、あるときは個々の階級の特權が、あるときは諸國民の國際的關係が、國民のこころをひきつける。黨派がよりあつまるや、これらの問題をめぐつて鬭争がはげしく行われる。これらの問題は、古い文化が滅び去つて、新しい制度へと法が迫つて行く箇所を、暗示するのである。國民の大多數は、法の發展が始まる初期には、つねに思慮深い。自分でわからないときは、彼らは、疑問の解明、すなわち、行方さだかでない法の發展途上における道案内を、学問に求める。しかしながら、学問が昔からそれには無力であることは、證明されている。学問は、現在を理解したことが、いまだかつてない。そんなわけで、民衆は、汝自らに歸れということ、教えられたのである。彼らが、黨派にまきこまれて、目的に直進する不斷の發展の一途に就きえず、目的に到達するまえに、激情の邪道、誤謬の迂路を通過せざるをえなかつたということは、何ら不思議ではない。

歴史は、すべての國民について、このことを教える。私法の文化に没頭したローマの法律家は、暴政への従順な奉仕者であつた。彼らは、あたかも共和制時代の自由な法律を註釋するのと同じような氣樂さと、同じような深遠さをもつて、帝政時代の專制的な憲法を註釋したのである。この大帝國における取引の安全のためには、善意の保護、および、たやすく認識できてしかも變轉自在な擔保權が、絶対に必要であつた。しかるに、ローマの法律家は、嚴格な「物の返還請求權」を頑強にたて通し、また彼ら自身、抵當をかたに貸付をすることをせず被後見人の現金を土に埋めて隠した方がよいとの助言を、後見人に與えなければならなかつたほどに、擔保權をば特權的なものに仕組んだのである。キリスト教は私法においても大變化を起す原因となつたが、ローマの法律家はこの大變化を理解しなかつた。その點では、非學問的な立法者であるユスチニアヌスが彼らよりもはるかに優れている。彼を先がけとして、その後法王が私法においてもキリスト教的新精神を受け入れたのである。わたくしは、時効における善意の効力や簡易の占有をやを、例として想起する。

ドイツの歴史を見ると、ドイツの法律家もまた右と同様である。王侯たちや國民たちは、新制度形成の重大時局に際會したときは、きまつて、彼らの本然の悟性をもつて自ら策を講じなければならなかつたのである。王權強化のため強大な公國內の地主に對してフランク皇帝のなした戦いは、法律家の進言したところではなかつた。宗教改革が古い教會組織を打破したあと、プロテスタント教會に對する王侯たちの、市町村に對する教會の權力の、新しい眞實の法的關係を發見し形成することが問題となつたとき、この眞實の状態すなわち最もよく目的にかなつた制度が何であるかを示すために法学が罷り出たという事實は、どこにもないことをわたくしは知るのである。法学は、王侯たちや宗教改革者たちをして、いたずらに暗中摸索せしめた。そして、今日なおわれわれは法学のこうした怠慢に苦しまねばならないのである。

われわれの世紀の取引の活潑化、土地分割の増加は、抵當登記簿の形式を簡略にすることを、切に必要とする。近時プロシヤの立法が要求したような、耕地名義變更のための周知の書式は、全然不充分である。それは、古い州に現に見るような多數の官吏がいる場合にのみ、實行しうべきものである。それは、裁判官に冗長な機械的な移轉登記の任を負わしめているし、また、どんなに小さな誤謬であつても、公衆と裁判官とに對して多くの危険をもたらすのである。まさにこの點において、民衆裁判所がなくなつたあとと學識のない官吏が單純な感覺からして發明した營業免許簿こそは、もつとも優れたものであつて、今日にいたるもなお、これ以上のものは何ひとつ法学によつて提出されていない。抵當登記簿のフランス式は辛うじてそのたぐいである。この方式は、フランス抵當法の實質的欠缺はともかくとして、現在にいたるまで、さほどの無理もなく實行しうべきものであることが、證明され確認されている。しかもフランスにおける土地分割は、すでに一筆の土地一億二千五百万の多數に上つていたのである。

かようなことは、しかし、法学の問題ではなくて、立法政策および立法技術の問題であつたという、攻撃に對しては、一般に異論はあるまい。だが、このことがまさに法学の悲しむべき點である。すなわち、法学は、政治を自身から分離し、したがつて、自らは新制度の素材やその進歩を意のままにすることができず、または、これを指導することすらできないのである、と宣言するのであるが、これに反して、他のあらゆる學問は、このことが自身と一體をなすものであり、自らの最高使命であると、見るのである。

あの暫くもて囃される法律家のはたらき、すなわち、法律家が法を形成し發展させること、については、今日どんな教科書を読んでも書いてあるのを見ることができるのであるが、そのはたらきの結果は、枝葉末節の兒戯に類するものでしかない。基礎を築くこと、新しい建物をがつしりと高く築き上げること、それは、法律家の能くしないところである。しかるに、建物ができ上り、圓柱がそれを支えるや、彼らは、鳥のように何干となく飛んで来て、隅とい

う隅に巢を喰う。そして、周縁や廣さを寸分にいたるまで測つて、あくどく塗り立て飾り立てるので、王侯や民衆は、それでもなお建築が自分のやつた工事であることを、ほとんど知るよしもないくらいである。

わたくしは、ここで、わたくしの課題の終りに到達した。わたくしの呈示する結論は、人をして愁傷落膽せしめるようなものである。したがつて、若干慰めることばをもつて結ぼうと思ふのは、當然である。

ともあれ、今日、あるいは、今後より一層の苦しい目にあつたのち、わたくしが懐いていると同様な確信が世の支持を受けるならば、事物の必然を見抜いている人、すなわち、實體的なものはひとつの階級のなかにはなく國民全體のなかにひそんでいるのだという洞察を持つてゐる人は、そのときこそ、慰めを感じる筈である。だがわたくしの論述が、たんに上皮だけを切りさいて、確信と先入主の木を大きくふるい動かさないまでも、せめてをもいくらかなりと動かささへしたとするならば、何らの慰めも必要でない。さような主観的な偏見に對する破壊しがたい皮肉を聞くとき、人は、ことの由々しさを知つて、晴れ晴れとした気分によみがえらされることだけは、たしかに可能だからである。